

亀山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第18号

亀山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

亀山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成26年亀山市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
区分	図書の種類	区分	図書の種類
[略]	[略]	[略]	[略]
法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であつて、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要する場合	建築基準法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し	法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であつて、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要する場合	建築基準法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し
備考 表中の [ ] の記載は注記である。			

様式第2号中

「

その他低炭素化に資する措置	①				
	②				

を

」

「

再生可能エネルギー利用設備				
その他低炭素化に資する措置				

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。